

令和 5 年度 相談対応事例集

事例 No	1
種別	総合的・専門的な相談支援の実施
概要	児童養護施設で育った女性へのチームアプローチの事例
<p>【基本情報】</p> <p>○21 歳 女性 ADHD</p> <p>幼少期にネグレクトで児童養護施設に入所。高等部卒業後から就労継続支援 B 型へ通所開始。19 歳から市内のグループホームに入居し生活している。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>高等部在学中、授業に参加せずに過ごすことが多く、児童養護施設退所後の行き先が不安視される中、基幹相談支援センターが支援を開始。学校、児童養護施設、児童相談所、基幹相談支援センターで定期的な支援会議を開き、卒業後の進路やグループホームについて検討することになる。</p>	
<p>【展開】</p> <p>高等部卒業後、就労継続支援 B 型に通所開始。本人の希望は一人暮らしだったが、社会経験が少ないことや慣れた支援者以外とコミュニケーションがとれないことを理由に、すぐに一人暮らしをすることは難しいと判断され、グループホームに入居する。入居後しばらくすると、門限を破る、就労継続支援事業所を休む、今の生活への不満を訴えることが増える。繰り返しグループホームのルールについて説明するが、守ることができない状態が続いた。</p> <p>本人・保佐人・グループホーム・就労継続支援 B 型・訪問看護・計画相談支援・基幹相談支援センター・行政で協議を重ね、本人の希望である一人暮らしの実現に向けて具体的な支援を開始する。本人の不安を解消するため、地域で実際に一人暮らしをしている、障がいのある女性宅の見学やアパート内覧、生活費の例示、緊急時の連絡先一覧作成等を行った。</p> <p>一人暮らしが具体的に想像できるようになったことで、ルールを破る、不満を訴えることが減り、情緒が安定。生活全体の改善につながった。</p>	
<p>【その後】</p> <p>地域定着支援・訪問看護を利用して、一人暮らしを開始。信頼する支援者とはやりとりがスムーズにできるようになり、以前と比べて前向きな発言が増えた。大きなトラブルなく順調に暮らしている。</p>	

事例 No	2
種別	地域移行・地域定着の促進への取組み及び支援
概要	入院中から退院後の生活をともに考えた事例
【基本情報】	
○20代女性。精神科入院中。母との2人暮らしだが、折り合いが悪い。	
【スタート】	
本人が入院していた精神科病院から、退院後に向けての支援の依頼があった。入院中に病院内で面談。折り合いの悪い母とは別に暮らす生活を本人とともに検討していく。	
【展開】	
退院後の生活を考える上で、金銭管理の問題が見えてきた。これまでは母が金銭管理をしていたが、独立を機に本人が金銭管理を行うことで話が進んだ。金銭管理を手伝ってほしいとの意向が本人にあったため、日常生活自立支援事業と成年後見制度について説明。日常生活自立支援事業及び成年後見支援センターの担当職員に病院に来てもらい、母、主治医も交えて説明を受けた。また、併せてグループホームの見学を開始した。	
【その後】	
グループホームの見学後、体験利用を開始。そのままグループホームの本利用を希望したため、計画相談支援事業所に引継ぎ、本利用開始となった。	

事例 No	3
種別	権利擁護・虐待の防止
概要	離れて暮らす兄からの障がい者虐待通報で立入調査を実施したケース
<p>【基本情報】</p> <p>身体障がい・高次脳機能障がいの本人に対する母から過剰な支配。</p> <p>母からの支配から脱するために本人は2度の自殺企図がある。本人の身体障がい及び高次脳機能障がいは、2度目の自殺企図（専門学校在学中の列車飛び込み）が原因。</p> <p>その後も、自宅での軟禁、暴言、暴行、資格試験の勉強の強要が継続されている。同居の父は黙認、共謀状態。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>離れて暮らす兄からの区障がい福祉係への相談で事態を把握。母による虐待の状況を確認できる録音データの提出もあった。兄は、母から自宅の出入りを禁止されているが、母の目を盗んで自宅に入り、本人とやりとりしていた。</p>	
<p>【展開】</p> <p>状況を鑑み、事前連絡なしの立入調査でしか本人への事実確認ができないと判断した。専門的な検討が必要なことから、虐待対応個別支援会議への新潟県障害者虐待防止対策支援専門員の派遣を要請し、事実確認のための立入調査を実施する上でのアドバイスを受けた。</p> <p>兄及び兄の依頼した弁護士、警察官、区障がい福祉係、基幹相談支援センターで自宅内に立入り、本人と面談を実施。自宅から入所施設への避難について説明するが、本人が保護を拒否したため、救援方法を伝え、引き返すこととなった。</p> <p>母から区障がい福祉係へ抗議と苦情が入るが、それをきっかけに両親への事実確認を行う機会を得た。事実確認の前にも、専門的見地からのアドバイスを受けるため、新潟県障害者虐待防止対策支援専門員の派遣を依頼した。区障がい福祉係、基幹相談支援センターによる事実確認を行い、両親に対し、継続して注視していくことを伝えるとともに、本人にはいつでも助けを呼ぶことができることを伝え、会議を終えた。</p>	
<p>【その後】</p> <p>両親への事実確認後は、本人や兄から虐待に関する連絡は受けていない。</p>	

事例 No	4
種別	障がい児等療育支援事業
概要	医療的ケア児を居宅訪問型児童発達支援につなげた事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本児：2歳。気管軟化症により24時間在宅酸素が必要。訪問看護を利用しながら在宅生活を送っている。発達はゆるやかで、発語は喃語程度、立位保持が困難。</p> <p>○父（会社員）と母（専業主婦）と姉（4歳、保育園年少児）の4人暮らし。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>本児の意欲・関心の高まりや将来を見据えた療育の必要性及び母の介護負担軽減等、総合的な支援を目的として、訪問看護ステーションから相談があり、母、本児と面談を行った。</p>	
<p>【展開】</p> <p>わずかな体調不良でも入院となってしまう状態のため、医師から入園の許可が出ていない。感染症の流行時には、姉をとおした本児への感染を不安視して、姉に保育園を休んでもらう状況も見られた。家族としか関わりがない状況だが、本児の成長のために、さまざまな人と関わりを持ってもらいたいという母の強い思いを確認している。</p> <p>両親で協力して子育て・家事・本児の介護等を行っているが、母がまとまってとれる睡眠時間は日に3～4時間で、特に母に大きな負担がかかっていると考えられたため、本児の療育と母の介護負担軽減を目的として、居宅訪問型児童発達支援の利用を提案した。また、「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」を活用し、新潟市の支援体制、利用できるサービス、制度等の説明も行った。</p>	
<p>【その後】</p> <p>居宅訪問型児童発達支援の利用が始まり、本児の発する言葉が増え、表情がより豊かになり、歩行もできるようになってきている。母の介護負担も少し軽減し、以前よりは余裕を持つことができるようになった。</p>	

事例 No	5
種別	共に生きるまちづくり条例にかかる相談及び啓発活動
概要	障がい者手帳を所持しているという理由で、アパートの契約を断られた事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：30代 精神障がい（精神保健福祉手帳2級）</p> <p>○両親：同居</p>	
<p>【スタート】</p> <p>一人暮らしを希望していたため、地元の不動産会社に物件について本人が相談。いくつかの物件を探す中で、障がい者手帳を所持していることを伝えたところ、手帳の所持を理由として契約を断られたと、本人が支援者に相談した。</p> <p>本人から詳細を確認する中で、「障がいを理由とした差別を受けた」との発言があり、共生条例の相談につなげる意向を確認した。</p>	
<p>【展開】</p> <p>基幹相談支援センター内で協議を行い、本人から「差別」という主訴で相談があり、センターとしても「差別」の可能性があると判断し、障がい福祉課管理係へ相談。</p> <p>その後、市から仲介会社等に事実確認を行ったところ、仲介会社より、「手帳の所持を理由として断ったのは保証会社の判断」と返答があった。保証会社に確認したところ、支払能力の基準はあるが、手帳の所持に関わる判断基準はないとのことで、仲介会社の認識に誤解があったと考えられる。</p>	
<p>【その後】</p> <p>今回の事例については、障がいを理由とする差別に該当するとした。</p> <p>手帳の有無のみで契約を判断するのではなく、本人の支援度や、福祉的な支援・制度の利用状況の確認等、さまざまな視点で関わるよう、市より仲介会社へ説明が行われた。</p>	